

1.19
3468

原 神任仲官ノ責任ヲ持タセリト

解決事項

- 一 人夫賃金者ヨリ度有夏傷扶印其入金トテ入金百円ヲ仲仕例ニ支給
- 一 一労働者ハ其ノ承認セズ
- 一 一労働者才更才更項ハ承認ス(労働者報告書内)
- 一 一本朝停業ハ双方更書等ヲ交換セズ更ニ其ノ内容ヲ外部ニ發表セザル下 (外執筆)

本印刷工場争議 (一三三三)

松山市木屋町二丁目

与仲者 一三名

全員

本工場ニ於テ雇割者ニ対シテ日給ノ一部減給ヲ実施シ来リシ処
十二月五日給料日ニ該割友ヲ不為ナリトシ及対シテ職工側ハ全労
由農松少支部ノ援下ニ八十九日所種署ノ斡旋ニ依リ田舎解決
整頓中ナリ今十九日所種署ノ斡旋ニ依リ田舎解決

要尤事項

- 一 賃金三割値上
- 一 最低賃金ノ引上げ
- 一 賃金手当増立
- 一 労務外駐務絶対及并